

(4) 収入保険

**収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく
農業者の経営努力では避けられない収入減少が
補償の対象です！**



加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ **令和3年1月からは、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)することができます。**

収入保険に加入している農業者は、令和2年8月末で、35,616経営体です。そのうち米を生産している者は、22,607経営体です。



保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方修正）
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含められます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険 加入者の声

福井県福井市農事組合法人アグリ・アマイケ 代表 竹内 國男さん

収入保険は、初めての制度とあって若干不安はありましたが、迷っているぐらいなら思い切って加入しようと決めました。

2019年は、思わぬ水稲の生育不良と大豆収穫前の長雨による品質低下により収入が減少しましたが、収入保険でカバーできました。組合員や地域への責任もあり、先手で加入を決めて良かったと思っています。

今後も、経営努力では避けられないリスクや新しいことへのチャレンジなどを考えると、生産者としては大変心強い制度です。

（NOSAI全国連ホームページより）



収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

基本のタイプでは、

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、

保険方式の**保険料7.8万円**、

積立方式の**積立金22.5万円**、

付加保険料**2.2万円**で、

最大810万円の補てんが受けられます。

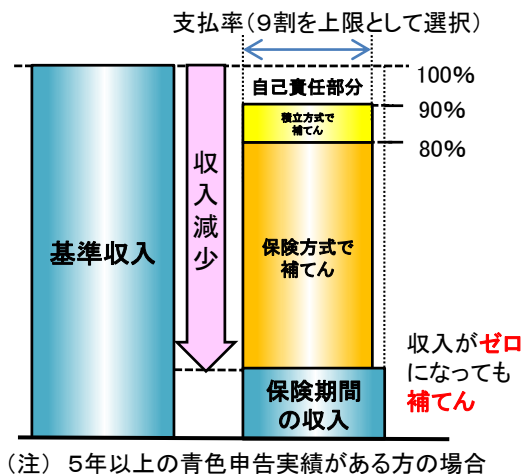
保険期間の**収入がゼロ**になったときは、

810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補てんが受けられます。

※ 保険料には50%、積立金には75%、
付加保険料には50%の国庫補助があります。
積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。

※ 保険料、積立金は分割払ができます。（最大9回）

基本のタイプ



保険料の安いタイプもあります！

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ **補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択**できます。

基準収入の70%を補償の下限とすると、

例えば、**基準収入が1,000万円**の場合、

保険料4.4万円（基本のタイプより約4割安い）、

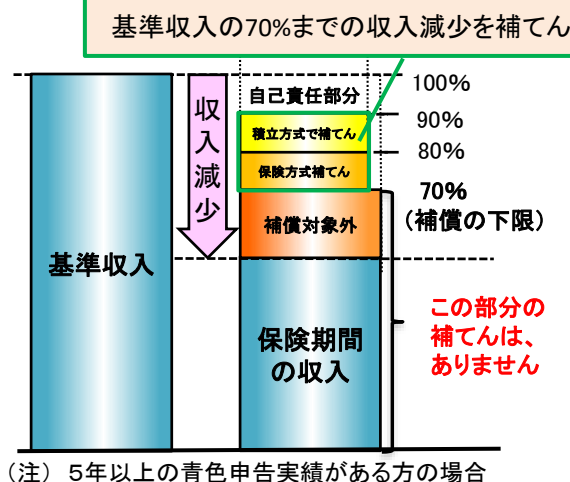
積立金22.5万円、

付加保険料**1.9万円**で、

保険期間の収入が**700万円**になったときは、**180万円（積立金90万円、保険金90万円）の補てん**が受けられます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません**。

基準収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式



収入保険に関心のある方は、

全国農業共済組合連合会又は、**相談窓口（農業共済組合）**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>（全国農業共済組合連合会ホームページ）

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会（NOSAI 全国連）のホームページでご覧になれます。

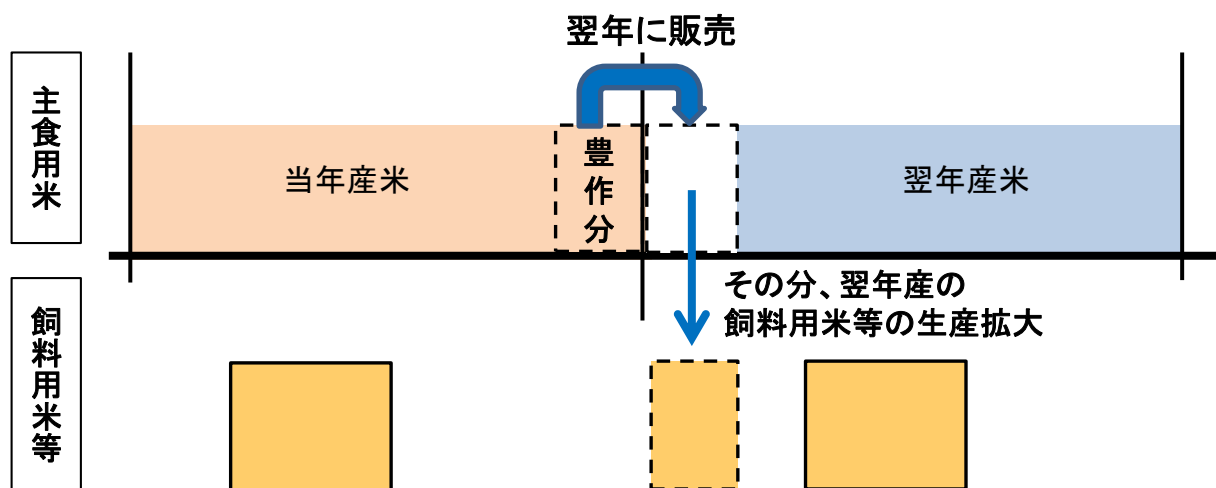
収入保険 NOSAI

検索

(5) 主食用米の需給安定の考え方、米穀周年供給・需要拡大支援事業

① 主食用米の需給安定の考え方

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」に主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置として、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」を実施。（米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和3年度予算概算要求額50億円（前年度：50億円））
- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、豊作分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。
（水田活用の直接支払交付金：令和3年度予算概算要求額 3,050億円（前年度：3,050億円））



② 米穀周年供給・需要拡大支援事業のスキーム（令和3年度予算概算要求ベース）

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現。

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援します。

産地

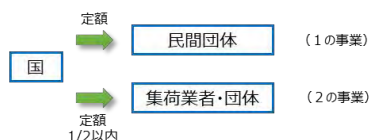
2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立を行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- 主食用米を翌年から翌々年に降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援。酒造好適米の保管経費の支援対象期間を拡大。）
- 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- 主食用米を非主食用へ販売する取組

また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した輸送モデル実証を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

（業務用米取引セミナー）



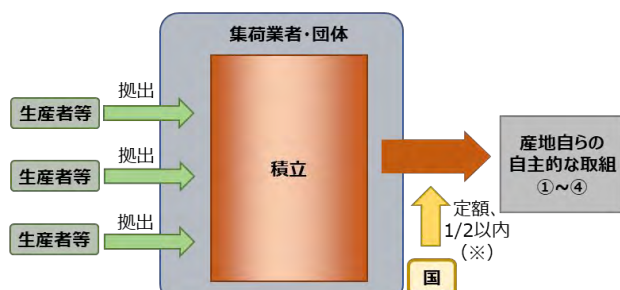
（展示商談会）



（輸出用米商談会）



2. 周年供給・需要拡大支援



支援11

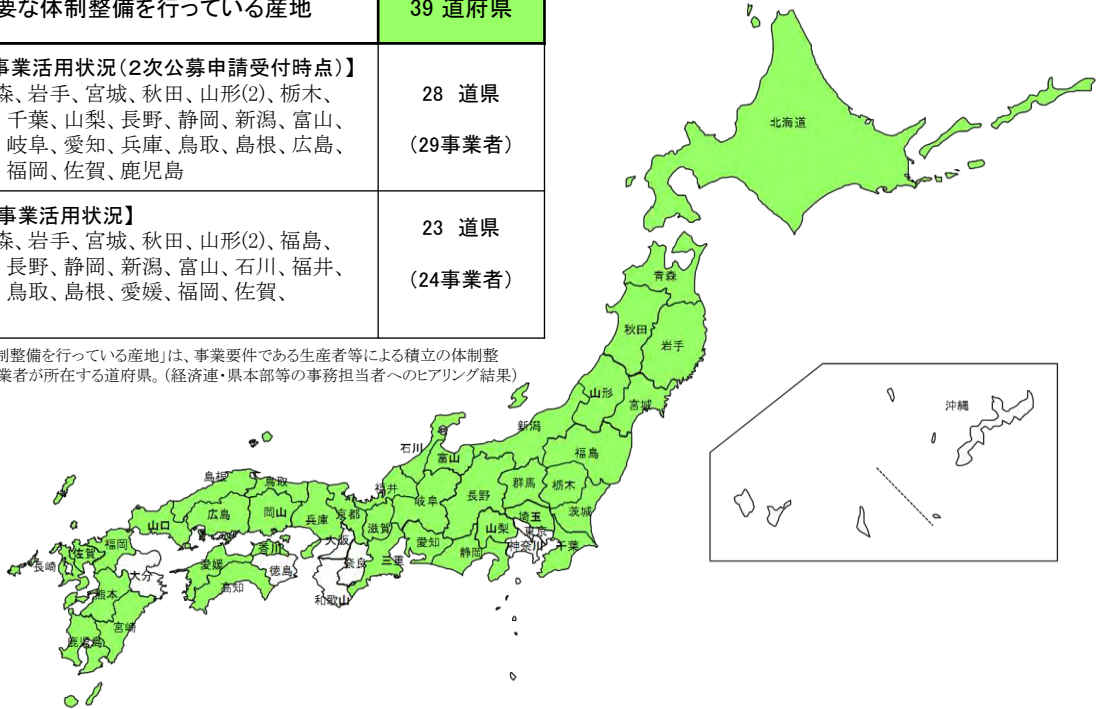
(※) 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

③ 米穀周年供給・需要拡大支援事業の体制整備状況

- 米穀周年供給・需要拡大支援事業の体制整備は、39道府県の42事業者において行われている状況。
- 令和2年度（2次公募申請受付時点）は28道県（29事業者）が事業を活用（令和元年度は23道県（24事業者）が事業を活用）。
- 出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。

事業に必要な体制整備を行っている産地	39 道府県
【令和2年度事業活用状況（2次公募申請受付時点）】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、兵庫、鳥取、島根、広島、山口、愛媛、福岡、佐賀、鹿児島	28 道県 (29事業者)
【令和元年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、栃木、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、愛知、兵庫、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、鹿児島	23 道県 (24事業者)

注) 「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)



主な産地	これまでの主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 ・ 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR ・ 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的な販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR ・ 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 ・ 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【輸出向けへの販売促進等の取組】 ・ 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR ・ 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的な販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR ・ JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 ・ インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 ・ 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR ・ 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

(6) コメ海外市場拡大戦略プロジェクト（平成29年9月8日公表）

我が国のコメの消費量が毎年約10万トン減少していく中で、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図っていくためには、海外市場に積極的に進出し、輸出を拡大していくことが喫緊の課題。

→ このため、平成29年9月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、戦略的に輸出に取り組む関係者を特定し、それらが連携した個別具体的な取組を強力に後押しする。

(1) 戦略的輸出事業者

令和元年に向けた飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者を「戦略的輸出事業者」として特定。



「戦略的輸出事業者」と連携して、輸出用米の安定的な生産に取り組む「戦略的輸出基地」づくりを推進

産地と事業者の結びつきの強化・拡大

「戦略的輸出事業者」等と連携したプロモーション等により、輸出先国における日本産米の需要を拡大

連携したプロモーション等の実施

コメ輸出の飛躍的拡大

目標：10万トン^(※)

(2) 戦略的輸出基地（産地）

輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地（法人・団体）を「戦略的輸出基地」として特定。



(3) 戦略的輸出ターゲット国

「戦略的輸出事業者」が輸出を拡大する国を中心に、重点的にプロモーション等を行う「戦略的輸出ターゲット国」を特定。

→ 中国、香港、シンガポール、米国、EU等



(※) 米菓・日本酒等の原料米換算分を含む。

「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」の参加状況について

○ 本プロジェクトの参加状況

令和2年9月30日時点の戦略的輸出事業者及び戦略的輸出基地の参加状況は以下のとおりとなっています。

(ア)戦略的輸出事業者 74事業者（目標数量合計 14万トン※）

(イ)戦略的輸出基地

- (1)団体・法人 254産地
- (2)都道府県単位の集荷団体等 21団体
（(1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等）
- (3)全国単位の集荷団体等 1団体
（(1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等）

(ウ)戦略的輸出ターゲット国

戦略的輸出事業者から提出された「重点的に輸出を拡大する国・地域」は以下のとおり。
中国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、モンゴル、米国、カナダ、EU、スイス、オーストラリア、ロシア、中東、インド

※輸出事業者の目標の積み上げにより、重複して計上される場合があります。

○ 今後の取組方針

海外市場における日本産米の需要をより一層喚起し、輸出拡大に繋げるため、**令和元年度・令和2年度補正予算に盛り込まれた輸出促進予算等を活用して戦略的輸出事業者による海外市場開拓を強力に推進**します。

また、海外需要に応じた輸出用米の生産拡大を進めるため、**戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地の結びつけ・マッチング**を進めるとともに、各県・地域が水田フル活用ビジョンの検討を進める中で、**戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地との間で輸出用米の具体的な生産数量や品種等の調整が進むよう、関係者が一体となって輸出用米生産の取組を推進**します。

なお、引き続き、本プロジェクトに参加する輸出事業者及び産地の団体・法人を募集します。本プロジェクトへの参加を希望する輸出事業者及び産地の団体・法人は、下記URLの様式に必要事項を記載の上、以下の宛先に郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。

「コメ輸出拡大プラン（輸出事業者用）」の提出先

〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省政策統括官付
農産企画課米穀輸出企画班 島本、斎藤、鈴木
E-mail:kome_yusyutu@maff.go.jp
TEL:03-6738-6069、FAX:03-6738-8976

「コメ輸出産地取組方針（産地の団体・法人用）」の提出先

〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省政策統括官付
穀物課 新保、武内、栗原
E-mail:kome_santi@maff.go.jp
TEL:03-6744-2108、FAX:03-6744-2523

農林水産省ホームページで「米の輸出について」のページを開設しました！「米の輸出について」のページには、本プロジェクトの情報やコメ輸出に関する様々な情報を掲載しています。
また同ページには、コメの輸出について分かりやすく説明した動画を公開しています。
「農林水産省ホームページ」トップページの「キーワード」にある「米の輸出」からご覧頂けます！
（農新水産省ホームページ「米の輸出について」URL）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_yusyutu/kome_yusyutu.html